

日本薬科大学

平成 25 年度 再評価報告書

平成 25 年 6 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

I 再評価結果

【判定】

再評価の結果、日本薬科大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしているとして認定する。

【認定期間】

平成 21(2009)年 4 月 1 日から平成 28(2016)年 3 月 31 日までとする。

【条件】

特になし。

II 総評

平成 21(2009)年度の認証評価において、基準 2「教育研究組織」、基準 7「管理運営」及び基準 8「財務」を満たしていないと判定した。

基準 2「教育研究組織」については、教授会の構成員でない学園総長が代議員会構成員であること、また、教授会が教学に関する意思決定に関わっていないなどから、教育研究組織に関して適切な運営がなされているとはいえず、抜本的な改善が必要であり、基準を満たしていないと判定した。

基準 7「管理運営」については、法人の資金の多額の仮受け・仮払いについて、事前に理事会、評議員会に諮ることなく事務的に処理していること、監事監査が十分に機能していないこと、また、平成 21(2009)年の法人合併前の契約において、一部に利益相反事項が認められ契約が無効状態となっていることなどから、適切な管理運営がなされているとはいえず、抜本的な改善が必要であり、基準を満たしていないと判定した。

基準 8「財務」については、法人の平成 21(2009)年度消費収支予算書が大幅なマイナス帰属収支差を示し、大学においてもマイナスの帰属収支差により予算計上していること、また、外部資金獲得のための努力がなされているとはいえないことなどから、財務に関して適切な運営がなされているとはいえず、抜本的な改善が必要であり、基準を満たしていないと判定した。

これらの基準については 3 年以内に改善が可能であると判断したので、再評価の結果を待って認証評価結果を判定することとし、大学の総合的な判定を保留とした。

平成 24(2012)年度に基準 2、基準 7 及び基準 8 について、平成 21(2009)年度の認証評価時に指摘した改善事項の内容を中心に再評価を行い、基準 2 及び基準 7 の指摘事項については改善されたことが確認できた。しかし、基準 8 の指摘事項については改善計画に基づく財務状況などの確認が引き続き必要なため、継続審議とした。平成 25(2013)年度に財務状況などを再度確認した結果、改善されたことが確認できた。今後も継続的に自己点検・評価を行い、質の保証と改善に努めることを期待する。

III 基準ごとの評価

基準 2. 教育研究組織

【判定】

基準 2 を満たしている。

【判定理由】

教育研究の基本的な組織として薬学部薬学科及び医療ビジネス薬科学科が大学の使命・目的に沿って設置されている。

教養教育の責任体制については、平成 22(2010)年度から「教養教育センター」を設置し、特に初年次教育の充実に成果を挙げているが、人材養成目的に沿った大学教育全般における教養教育の充実に向けた取組みは、今後行うこととされている。

教授会が教学に関する重要事項の意思決定に関わっていなかったことについては、平成 22(2010)年 5 月から適用された改正後の学則により、教授会構成員を「学長、副学長、教授、学園総長及び学園副総長（そのほかの職員を含む）」と改訂され、教授会において入試に関する事項を含む教学上の重要事項の実質的な審議が行われることが確認できた。

教授会の構成員でない学園総長が代議員会の構成員であった点及び教授会の上に意思決定組織として代議員会が設置されていたことについては、教授会の構成員を変更するとともに代議員会は教授会から委任された事項を審議するよう規定が改正され、教授会及び代議員会が法令の規定に沿って置かれていることが確認できた。

基準 7. 管理運営

【判定】

基準 7 を満たしている。

【判定理由】

大学の管理運営と教学に関する重要事項を審議するため、理事長、学長及び学部長による運営委員会が設置され、管理部門と教学部門の連携が適切に図られている。

自己点検・評価については総合的な評価を確実に実施できるよう体制の再整備が望まれる。

教授会が教学に関する重要事項の意思決定に関わっていなかったこと、教授会の構成員でない学園総長が代議員会の構成員であった点については、平成 22(2010)年 5 月に学則の改正が行われ、教授会において教学に関する重要事項が実質的に審議されるようになった。

法人の資金の多額の仮受け・仮払いについて事前に理事会、評議員会に諮ることなく事務的に処理されていた点については、合併前の手続きに関する適正な追認が理事会において行われていることが確認できた。

「三様監査」については、各監査が実質的に実施されるようになってきた。しかし、外部負債を減らすことや関連当事者への貸付け及び徴収不能引当金に関する措置などに関し意見交換などが行われているものの、公式の会議において意見具申が行われていない。

合併前の契約に係る利益相反事項が認められた点については、法令に則り手続きが行われ整合する状態に修正された。また、法人の合併に関し、合併契約書に基づく計算書類と合併登記に基づく寄附行為などそれぞれの合併施行期日に相違をきたしていた点については、整合する方向性が確認された。

基準 8. 財務

【判定】

基準 8 を満たしている。

【判定理由】

財務状況について、法人は人件費、管理経費などを削減して、帰属収支差の改善に努めているが、借入金が多額に上り、各年度の借入金等返済支出も高額である。また、関連当事者へ多額の貸付金として資金提供を行い、毎年度徴収不能引当金を設定しており、実質的に資金が流出している状態である。退職給与引当特定資産を銀行に対する返済金として、平成 22(2010)年度に期末要支給額の全額を取崩しており、期末の現預金等が退職金の期末要支給額と同等額程度である。

一方、大学の入学者数は毎年増えてきており、学生生徒等納付金収入が増加している。また、人件費支出などを抑制し、その結果、帰属収支差がプラスとなり収支バランスの安定化を図っている。

法人は財政基盤回復のため、平成 24(2012)年 7 月開催の理事会で関連当事者の資金提供について見直すとともに、法人の経営に関する平成 28(2016)年度までの中期計画として「経営改善計画」を策定した。この「経営改善計画」の一部である資産の売却などは既に進められており、財務状況が改善されたことが確認できた。

財務情報については、大学窓口で公開が行われている。また、会計処理などの課題は解消されていることが確認できた。

外部資金の導入については、大学は私立大学等経常費補助金を申請していないため財務運営の安定化などにはつながっていないが、外部助成金採択に向けた勉強会などの実施により、外部資金の獲得等の努力はなされており、研究助成金などは微増している。

【参考意見】

- ・法人は多額の借入金などの負債があり、返済に退職給与引当特定資産を取崩すなど資金繰りが不安定な上、帰属収支差がいまだに支出超過状況にあるため、「経営改善計画」に基づき、今後も財政改善に向けた努力を続けるとともに長期計画の策定が望まれる。
- ・ホームページに掲げている財務情報は ID とパスワードが必要であり、実質的に公表されているとはいえないので、早急な対応が望まれる。
- ・大学は財政の安定化を図るよう、私立大学等経常費補助金を積極的に活用することが望まれる。

